共謀罪 法案を止める!

国会前で、共謀罪反対を訴える人々。（5月23日。提供／AP・AFLO）

共謀罪法案の廃案をめぐる闘いが大詰めを迎えている中、国会審議などを通じ、この法案の本質が鮮明になってきた。共謀罪が第一に狙うのは、市民の活動だということだ。そして市民の監視は、すでに公然と行なわれている。

本誌取材班

政府は環境・人権団体も処罰対象と言い出した

警察庁警備部（現警察庁警備局。局内に全国の警察の公安組織を束ねる公安課を設置）が1957年に刊行した『警備犯罪に関する諸問題』という内部文書がある。

そこでは警察活動について、①犯罪発生後、その捜査のための情報収集活動②具体的に公安を害する事態又は犯罪発生のおそれがある場合、その予防鎮圧に備えて情報を収集する活動③具体的に公安を害する事態あるいは犯罪発生のおそれはないが、一般的に公安の維持または犯罪の予防鎮圧に備え、平素から情報を収集する活動――の三つに区分している。

特に③の項目については、「争議に入っていない平和な状態にある労働組合の組織や動向を調査しておく」といった例が挙げられている。ちょうど60年前の古い文書だが、現在も本質的にこの区分は変化がない。そして③こそ、共謀罪法案の危険性を考える上で、欠かすことのできない項目なのだ。

岐阜県大垣市で2013年、中部電力の子会社が建設を計画した風力発電所の学習会を開いただけで、警察がすでに監視下に置いていた市民4人の個人情報を、同社に流していた（13頁参照）事件が、6月5日の参議院決算委員会で共産党の仁比聡平（にひそうへい）議員によって取り上げられた。

すでに5月29日の参議院本会議で、金田勝年法相は、「対外的には環境保護や人権保護を標榜していても、それが隠れみので、結びつきの基本的な目的が重大な犯罪を実行することにある団体と認められる場合は処罰されうる」と答弁している。環境保護団体は「目的が正当と考えられ、重大な犯罪を実行することにあるとは考えられ」ないと、共謀罪の対象となる「組織的犯罪集団」に含まれないとしたこれまでの答弁を一転させた形だ。

「何が悪い」

このため仁比議員は、大垣市の事件を例に、「住民運動が隠れみのかどうか情報収集をし、共謀罪の嫌疑がその中から出てくれば捜査に移行していくというのが警察活動の現実ではないか」と質したのに対し、松本純国家公安委員会委員長は、「（共謀罪を）どのように捜査するかについて具体的にお答えすることは困難」と答弁。

さらに仁比議員は、警察が情報収集活動を「（共謀罪の）捜査に活用する」可能性について触れたところ、松本委員長は「一般論としてはありうる」と答弁した。つまり、「犯罪予防の名の下に広く行なわれている公安情報収集活動と共謀罪の犯罪捜査」（仁比議員）が、今後結合するだろうという事実を、政府が認めたのだ。

同事件で個人情報を流された4人は14年7月31日、岐阜県警本部長に対し、謝罪と「市民監視と市民運動敵視を即刻やめること。私企業に個人情報を提供することを即刻やめること」を求めた「抗議・要求書」を提出。だが、県警側は同年11月19日、「公共の安全と秩序の維持に当たるという責務を果たす上で、通常行っている警察業務の一環である」と回答した。

このことは、金田法相が言う「隠れみの」など意味はなく、警察は自身の勝手な判断で「公共の安全と秩序の維持」に反したと見なす個人・団体を監視下に置き、情報収集の対象にすると宣言したに等しい。4人のうちの1人で、ダム建設反対等の住民運動に参加している近藤ゆり子さんは言う。

「県警の回答が約3カ月半もかかったことは、警察庁と密接に対応を協議していたからでしょう。そして、彼らなりに結論を出したと思います。『何が悪い。これからもやるぞ』と。そして、共謀罪ができたら、私たちに対するような監視が単なる監視だけに留まらず、共謀罪違反を名目に即捜査に直結するようになるのでは」――。

警察法第2条には、警察の活動について「不偏不党且つ公平中正を旨とし、いやしくも日本国憲法の保障する個人の権利及び自由の干渉にわたる等その権限を濫用することがあつてはならない」と規定している。県警のやったことは、憲法と警察法違反だ。

一方、自衛隊の情報保全隊が、03年12月の自衛隊イラク派兵に反対する運動を監視し、住民が国に損害賠償等を求めた訴訟（16年2月に住民1人が仙台高裁で勝訴）では、情報保全隊の監視対象が全国で約290団体・個人に及んでいた事実が判明した。

中には青森市内の「年金改悪反対」の街頭宣伝や、秋田市の「小林多喜二生誕100年記念展」まで対象となっていたが、仙台高裁で13年10月に開かれた公判では証人尋問に立った元陸上自衛隊情報保全隊員が、「情報を受ける対象はすべての行政機関だった」と述べ、事実上、警察との監視活動での連携を認めている。

すでに全国の環境・人権等のあらゆる市民団体や労組が、「公安情報収集活動」の対象になっているのは疑いない。そして「共謀・計画」段階、あるいはそれ以前から警察が捜査を発動できる共謀罪は、そうした「活動」と切り離されるはずがないだろう。

京都大学大学院の高山佳奈子教授（刑法学）は、「共謀罪は『テロ』とは無縁な犯罪にしか適用されない」と述べているが、市民を敵視する警察の監視活動は、それが事実だとすでに証明している。

共謀罪は市民を狙う

学習会を開いただけで警察に監視された

岐阜・大垣警察署 市民監視事件

松島勢至

2012年4月に、私の住む岐阜県大垣市の上石津（かみいしづ）地区に風力発電建設の計画があることが判明しました。当時、風力発電について知識がなかったため、翌13年6月と7月に勉強会を開きました。

ところが『朝日新聞』14年7月24日付朝刊に、大垣署が私を含む4名を監視し、個人情報を風力発電建設の事業主体・シーテック社に流していたことが判明しました。後に入手した同社の議事録によれば、2回の勉強会があった翌8月の7日、警察が同社を呼びつけて「大々的な市民運動へと展開すると御社の事業も進まないことになりかねない」「平穏な大垣市を維持したいので協力をお願いする」などと語っています。初めから、私たちを敵視する姿勢です。

また私ともう1人について、同社に「自然に手を入れる行為自体に反対する人物であることをご存じか」などと発言しています。私は1990年代にやはり上石津地区でゴルフ場建設計画が発覚し、自然破壊につながると反対しました。そうすると警察は、約30年前にすでに私の情報を収集し、監視リストに載せていたことになります。だから反対運動も起きていない勉強会の段階で私に目をつけ、会社側に「要注意人物」であるかのように吹き込んだのでしょう。

しかし、風力発電所は私の寺の裏山に建設予定で、そうなったら自然破壊のみならず、国内外で大きな問題になっている低周波被害が起き、私自身の健康や「平穏な」生活が守れません。なぜ風力発電所の勉強会を始めただけで再び監視され、個人情報を外部に流されなければならないのでしょうか。

憲法では、何をどう考え、どう態度表明するかは個人の自由、権利として保障されているはずです。なぜ警察が介入するのでしょう。市民の命や生活を守る運動が、警察の一存だけで、「平穏」を脅かすかのように判断されていいはずがありません。それとも、「自分の生活を守る」ということが何かの犯罪なのでしょうか。これでは、私の人格、思想が否定されたと言わねばなりません。

そして私が危惧するのは、もし共謀罪が成立したら、本来許されてはならない警察による監視と思想・信条の自由の侵害が「捜査」として正当化され、ますます拡大しかねないという点です。その意味で、大垣で起きた事件は共謀罪の先取りでもあるでしょう

しかしこんなことがまかり通れば、自分自身の生活を守るための市民の運動であっても、参加者は警察の監視を恐れて萎縮し、結局、何もできなくなってしまいかねません。憲法や平和を守る運動も、同様です。共謀罪は、突き詰めると戦争への道につながる危険性が高いのではないでしょうか。（談）

まとめ／成澤宗男（編集部）

まつしま　せいし・真宗大谷派僧侶。